

富士見市外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（富士見市職員等の公益通報に関する要綱（令和6年告示第148号）第2条第1号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 通報窓口 公益通報の受付等を行う窓口をいう。
- (3) 担当部署 通報対象事実に関する事務を所掌する部署をいう。
- (4) 通報者 公益通報を行う外部の労働者等をいう。

(通報窓口の設置、事務等)

第3条 市は、公益通報に応じ適切に対応するため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公益通報の受付及び相談に関すること。
- (2) 担当部署との連絡調整に関すること。

3 通報窓口の事務は、経済環境部産業経済課において処理する。

4 前2項の規定にかかわらず、通報窓口を経由せず、担当部署に公益通報があった場合は、当該担当部署において第2項第1号に掲げる事務を処理するものとする。

(公益通報の受付及び教示等)

第4条 通報窓口（担当部署に公益通報があった場合は、当該担当部署。次項及び次条において同じ。）は、公益通報を、公益通報書（様式第1号）、電子メール又は口頭により受け付けるものとする。

2 前項の規定により通報窓口が公益通報を受け付けるときは、通報者の同意が得ら

れない場合その他確認にあたって支障がある場合を除き、次に掲げる事項を通報者に確認するものとする。

- (1) 氏名、住所及び連絡先
- (2) 役務提供先の名称等
- (3) 役務提供先との関係
- (4) 通報対象事実の具体的な内容及び関係法令
- (5) 通報対象事実を裏付ける資料、物件等の有無

3 通報窓口は、前項の公益通報の内容を整理し、担当部署を特定するものとする。

4 通報窓口は、担当部署と協議した結果、通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有するときは当該担当部署に引き継ぎ、当該権限を有しないと認めるときは遅滞なく通報者に権限を有する行政機関を教示しなければならない。

5 第1項の規定により、公益通報を受け付けた担当部署は、通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないと認めるときは、遅滞なく通報者に権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(通報者への説明)

第5条 通報窓口は、通報者に対し、当該通報者の秘密の保持、個人情報の保護及び公益通報受付後の手続に関することを説明しなければならない。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による公益通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(匿名による公益通報)

第6条 通報窓口及び担当部署は、匿名による公益通報についても、可能な限り、実名による公益通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(公益通報の受理)

第7条 担当部署は、第4条第1項の規定により受け付け、又は同条第4項の規定により引き継いだ公益通報が、法に基づく公益通報に該当し、かつ、通報対象事実について当該担当部署が処分又は勧告等をする権限を有すると認めるときは、当該公益通報を受理するものとする。

2 担当部署は、前項の規定により公益通報を受理したときは、通報者にその旨を公益通報受理・不受理通知書(様式第2号)により遅滞なく通知するものとする。

3 担当部署は、第1項に規定する公益通報が法に基づく公益通報に該当しないと認めるときは、通報者に対し、当該公益通報を不受理とすること又は情報提供として処理することを公益通報受理・不受理通知書により遅滞なく通知するものとする。

4 担当部署は、第3条第4項の規定により公益通報を受理したときは、通報窓口はその旨を報告しなければならない。

(調査の実施)

第8条 担当部署は、前条第1項の規定により受理した公益通報について、必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 担当部署は、適切な法の執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に調査の結果を公益通報調査結果通知書(様式第3号)により速やかに通知するとともに、通報窓口へ報告するよう努めるものとする。

(措置)

第9条 担当部署は、前条第1項の調査を実施した結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 担当部署は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容について、適切な法の執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報是正措置通知書(様式第4号)により、遅滞なく通報者に通知するよう努めるものとする。

(他の行政機関等との協力)

第10条 通報窓口及び担当部署は、通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が本市の他にもある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

(利益相反関係の排除)

第11条 次の各号のいずれかに該当する職員は、公益通報の対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚又は調査の結果により、実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査、措置等の検討又は実施を阻害し得る者
(記録等の管理)

第12条 通報窓口及び担当部署は、公益通報及び公益通報の相談に係る記録並びに関係資料について、当該公益通報の内容に応じて適切な保存期間を定めるとともに、通報者の秘密の保持及び個人情報の保護に配慮して適切な方法で管理しなければならない。

(処理状況の公表)

第13条 通報窓口は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。